

日本弁護士連合会委託援助業務についての指定相談場所の指定に関する細則を次のように定める。

平成19年9月27日

日本司法支援センター
理事長 金 平 輝 子

日本弁護士連合会委託援助業務についての指定相談場所の指定に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）が業務方法書第83条に基づき、日本弁護士連合会委託援助業務を行うにあたり、日本弁護士連合会とセンターとの間で交わされた委託要綱第5条第1項で定める「センターがあらかじめ指定する相談場所」を指定することを目的とする。

(指定相談場所の指定)

第2条 センターがあらかじめ指定する相談場所を、次に掲げる場所とする。

- 一 弁護士会法律相談センター
- 二 入国管理局の収容所その他の収容施設
- 三 医療機関等の入院施設
- 四 地方事務所長が、弁護士会と協議して指定する場所

附 則

この細則は、平成19年10月1日から施行する。